

条例が制定されました 犯罪被害者などを支援

誰もある日突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。
市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため

「旭市犯罪被害者等支援条例」が4月から施行されました。

見舞金などの支給

市では、犯罪被害に遭った人が一日でも早く平穏な生活を取り戻せるよう、見舞金などの支援を行っています。

傷害見舞金

対象／犯罪行為によって、傷害を受けた人

支給額／●全治1か月以上で3か月未満…5万円 ●全治3か月以上…10万円

遺族見舞金

対象／犯罪行為によって、亡くなられた人のご遺族

支給額／30万円

転居費用の助成

対象／右記の見舞金を受け取ることができ人のうち、当該犯罪行為によって、従前の住居に住むことが困難になった人

助成額／転居に要した費用で10万円まで

※見舞金の支給や転居費用の助

成には、一定の要件があります。くわしい内容は、市ホームページで確認してください。



一人で悩まず相談を

総務課や旭警察署警務課（☎64・0110）では、犯罪被害に遭った人やその家族の相談に応じ、情報提供や助言、制度の案内などを行っています。

皆さんの理解と協力が必要です

犯罪被害者が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めましょう。また、犯罪被害者に対する誹謗中傷や心ないうわさなどの二次被害防止に、協力をお願いします。

相談・問い合わせ先

総務課地域安全班

☎62・5311

お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービス

市内に住む65歳以上の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活を支援するサービスがあります。健康状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。利用に当たっての要件など、くわしい内

容は、市ホームページで確認してください。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班（☎62-5350）

サービス名	内 容
はり・きゅう・マッサージなどの利用助成	70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージなどの費用の一部が助成されます。 助成額／1回当たり1,000円（年間12枚）
緊急通報装置の設置	1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は、緊急事態に備えて、24時間体制で対応できる緊急通報装置の貸与が受けられます。 費用／所得に応じて、1か月当たり0～4,290円
外出支援サービス	寝たきり状態にある65歳以上の人や、身体障害者手帳1～3級で下肢が不自由な40歳以上の人や、市内にある医療機関などの送迎に市の指定するタクシー会社を利用する場合に助成されます。 助成額／利用券1枚につき500円（料金が500円に満たない場合は全額）
家族介護支援金	自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4か5と認定され、日常生活自立度（寝たきり度）がB2以上の人と同居する介護者に支給されます。 支給額／月額12,000円
紙おむつの給付	自宅で寝たきりや認知症などで、常時失禁状態にある市民税非課税の高齢者に給付されます。 給付枚数／年間270～540枚
配食サービス	買い物や調理が困難な1人暮らしなどの高齢者が、昼食の提供と安否確認を週3回以内で受けられます。 費用／1食当たり300円
認知症高齢者等SOSネットワーク	認知症などで行方不明になる可能性がある人が、地域での見守りや搜索を受けられます。
認知症高齢者等見守りシールの交付	認知症などの人が行方不明になった際、早期に発見できるよう、インターネット上の伝言板で発見者と家族がやり取りできるQRコードを印字したシールが交付されます。
住宅改修費の助成	要支援・要介護認定を受けていない高齢者に、手すりやスロープの設置などにかかる費用の一部が助成されます。改修前に申請が必要です。 助成額／対象改修費の2分の1で10万円まで